

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究

平成二十年度は「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」報告書をとりました。そのもとなる研究の概要は、以下のとおりです。

一、モデル的受け入れ

(一) 合同支援会議
合同支援会議は、矯正施設入所中に関係者（矯正施設、

保護観察所、更生援護の実施者の市町村、福祉関係事業所等）が一堂に会し、本人に関する情報を共有して、退所後の地域生活において、円滑に福祉に繋げることを目的としています。矯正施設を退所す

ると同時に福祉サービスが受給できるよう手続を進め、地域生活移行に向けた具体的な個別支援計画の作成に繋げるという成果が得られました。

(二) 支援方法

当法人は平成二十年度に矯正施設から直接二人を受け入れました。日常生活能力は比較的高く、生活の場は施設外にある地域生活体験ホームとしました。日中活動は、早期の就労をめざして就労移行支援事業を利用し、ハローワークに登録して職場実習も行いながら、地域移行先及び移行後の支援体制づくりが進められています。支援の方法は、「罪を犯した知的障害者をどう地域移行させるか」ということよりは、犯罪に至った要

因へのアセスメントにより「本人がどんな支援ニーズを持っているか」に重点をおいています。

二、社会生活支援センターの研究検討

(一) 研究検討委員会の設置
基本的な事項について協議検討し、最終的に提言をまとめる研究検討委員会と、実務的・具体的な検討を行うワーキングチームを設置し七回開催しました。

(二) 厚生労働省への提言書の提出
厚生労働省が平成二十一年度予算の概算要求で、「地域生活定着支援センター」を全国に設置することとしたため、同省へ平成二十年十二月十二日「中間のまとめ」を提出しました。（「ニュースレター18号」参照）

平成20年度 障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」報告書



独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

(三) 運営マニユアル・事例集の作成

運営マニユアルについては、支援内容を対象者への支援経過に沿って、課題となる項目について「現状と課題と対応策」に分けて検討しました。結果として「罪を犯した知的障害者等の地域支援の手引き―地域生活定着支援センターに期待するもの―」としてQ&A方式で「報告書」の中にまとめました。また合わ

せて、全国で先駆的に取り組んでいる十八事例について、報告書に掲載しました。

三、セミナーの開催

セミナーは三回（大津市（平成二十一年一月・二月）高崎市（平成二十一年二月））開催することができました。そのうち、当法人が主催した「福祉セミナー2009」では、全国三十四道府県から二百五十名超の参加があり、

研究の成果を発信することができました。（「ニュースレター19号」参照）

四、その他（相談支援・職員養成）

相談支援については二十五件あり、受入れ施設からの相談がほとんどでした。また、職員全体でこの研究事業の意義と目標を共有するため、法人内で四回の事業説明会を開

催しました。さらに、刑務所・少年院・更生保護施設・先駆的福祉施設を中心に視察を行い、他団体主催のセミナー等三方所へも職員を派遣しました。（「ニュースレター17号」参照）

平成二十一年度の研究体制

研究の名称を「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所

した知的障害者等の地域移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」と替え、本年度も障害者保健福祉推進事業として国庫補助を受けることになりました。全国で先駆的に取り組んでいる事例を調査・研究し、福祉施設等での効果的な支援プログラムや、地域での支援体制を構築するためのプログラムを開発していく予定です。

（地域支援部長 小野 隆一）



診療所長就任にあたって

診療所長 有賀 道生

今回執筆依頼を受けまして、^{せんのつ}僭越ながら自己紹介させていただきます。ただきますとともに、個人としての今後の展望そして当法人診療所の業務運営構想などを述べさせていただきます。

私は生粋の群馬県民です。高崎高校に入学し、学校行事で観音山周辺をコースとするマラソン大会がありました。

その練習中に当法人利用者との出会い、屈託の無い笑顔であいさつしてくれた利用者の顔を思い出します。この頃か

らきくと、当法人との「お付き合い」が始まったのでしよう。しかし高校生時代にのぞみの園が将来の勤務先となることを誰が予想していたでしょうか、私自身驚いています。縁とはこういうことなのかなと実感する毎日です。

高校卒業後、群馬大学医学部に進学しました。「人を救いたい」という前向きな気持ちと、「医師になって周りを見返してやろう」というある種のコンプレックスが入り混

じりながら大学の門をくぐりました。大学生時代はアルバイトとサークル活動に明け暮れ、同級生と朝まで飲み明かし、本業である学問はどうやら少々おろそかだったようです。ただ、言い訳ではなく、学生時代のいろいろな社会体験が今の臨床に大きく役立っているような気がしており、

機に向かった勉強だけが優れた医師を養成する手段ではないと思っています。臨床実習が始まると、同級

生との話題は「どの科に進みたいか」が中心となります。私は当初、T.Vドラマの「ER」や「救命病棟」などに憧れ、救命救急医になり、集中治療をやるのだ、第一線で活躍するぞ、と心に決めていたので。それが今は精神科医……自分自身が何かを抱えているので、それに気づいた瞬間があったのでしよう、きつと。「なぜ精神科医になったのか」と問われることも多いのですが、今でも「ひらめいた」と答えるしかないのです。

無事大学を卒業し、医師国家試験に合格して、群馬大学医学部附属病院で精神科研修医として二年間研鑽を積みました。主にうつ病・統合失調

症患者の治療にあたって精神医療の基礎を学んだ後、精神医学を学問体系としてきちんと知りたい、学びたい、学生時代におろそかにしていた分を取り戻したい（？）、という気持ちから研修終了後大学院に入学しました。

大学院時代の研究テーマは「少年非行と精神医学的諸問題」、特に女子少年院における精神医学、心的外傷体験（虐待や性被害）と非行・犯罪との関連性を明らかにすべく臨床的な見地よりアプローチしてきました。女子非行少年の多くが何らかのメンタルヘルスに関する問題を抱えており、特に過去の心的外傷体験、例えば性被害や度重なる

暴力被害、深刻ないじめ体験などによる身体・精神反応、いわゆる「PTSD」に罹患している少年が非常に多いことを明らかにしました。薬物関連問題(覚せい剤・大麻等)も深刻であり、青少年の違法薬物使用の蔓延という大きな社会問題を肌で感じているところ です。

少年院というフィールドは、私にとって新境地でした。非行少年に対する臨床は、研修医時代に学んだ知識・経験など全く役に立ちませんでした。ドラマのようなトラウマ体験、皆目見当つかない衝動性の高さ、目まぐるしく変動する気分変動、頻発する自傷行為、おそらくは非合法薬物の影響で起る後遺症、精神病症状の数々…。当初は一人診るだけで疲労困憊、こん



なことでやっていけるのかと心が折れそうなこともありました。でも、なぜか非行臨床はやめられないのです。

少年院に入入りするようになり一年程経過し、少しずつ非行少年への接し方も慣れて、少年の心の変化に気づけるようになり、日々の臨床の充実感を得ている一方で、矯正教育の効果が全く上がらない、どうも話を通じない、「心に響いていない」感じ、話題が変わっているのに気づかず一方的にまくしたてる、場にそぐわない表情を見せたりする少年らがいることに気がつき始めました。私は法務教官と一緒に頭を抱えました。「いったい何なのでしょう、この『変な感じ』の子たちは」。

振り返ると、まさにこれらの子たちが「広汎性発達障害」でした。鑑別所の段階では認識されず、少年院送致後に初めて明らかになることが非常に多いことがわかったのです。情けないことに私もすぐには発達障害の存在に気づくことができませんでした。非行臨床の中から導き出した私なりの結論は、「発達障害の医学的診断・支援の遅れ

は明白で、そのために反社会的行為に及んでしまっている不幸な転帰をたどる少年が存在している。これは社会的にも非常に大きな課題であるにもかかわらず、その組織・支援体制の整備が不十分である」、でした。

以上の経験を踏まえて、幼少期からの発達障害支援を何とかしようと思いい立ち、その後の臨床は児童・思春期のメンタルヘルスクエアを専門にすることを決意しました。大学院卒業後は、病院での一般臨床の中で子どもの心の診療を中心にやってきました。私の外来に訪れる子の多くは、不登校・引きこもり・家庭内暴力・いじめ被害・身体不調などを主訴にやってきます。その中に発達障害を抱えている子が何と多いことか…。初診時は皆うつろな目で生気が感じられず、日々の苦悩を何も聞かずして察することができません。行き場のない子どもたちももちろん、疲弊しているその家族、対応に苦慮されている学校関係者…、発達障害を取り巻く環境全体が「機能障害」に陥っていることを痛感せざるを得ませんでした。以上を鑑みると、知的障害

はもとより、広汎性発達障害(特にアスペルガー障害のような高機能例)の早期診断・早期療育や支援体制を確立することが必要であり、当法人においてもそのシステム構築のための診療所の役割を明確にしていきたいと考えています。

具体的には、①児童・思春期における発達障害外来の体制確立、医学的診断・治療を行える群馬県内で最大級の発達障害支援システムの構築。②最大の支援者である家族へのサポート(家族会支援や心理教育の実施)。③特別支援教育に沿った形での医療的支援・療育(学校との連携)。④最終的には発達障害児を対象とした児童・思春期ダイヤケアの開設、を構想として考えております。

発達障害支援においては地域支援部、活動支援部を中心とした他部署との連携をさらに緊密なものとし、医療的側面と福祉的側面の見立てを共有しつつ支援プランニングを円滑に進めていけるような体制を診療所で整備していきたくて考えております。可能であれば、医学研究も積極的に行っていききたいと思っております。

発達障害の認知・行動特性についての生物学的基盤の一端を解明し、今後の支援に寄与することができればと考えております。

さて、施設内利用者の医療的支援につきましては、高齢化に対する医療的対応が急務と考えられます。昼夜逆転・徘徊・不潔行為の増加など認知症の周辺症状と捉えられる利用者が急増している印象を臨床実感として持っております。知的障害に認知症という更なるハンディキャップを抱えることになり、高度な支援・対応技術が法人内職員に求められる中、まずは認知症の医学的診断、症状についての知識啓発を行い、効率的な支援ができるようサポートしていける体制を診療所で整備致します。内科・整形外科的問題にも迅速に対応し、ADLの低下を防ぐ医療的支援を引き続き行います。

知的障害・発達障害者を取り巻く環境は、少しずつ変わってきています。「こころのバリアフリー」という言葉が一人歩きしないよう、誠心誠意努力する所存でございますので、よろしくお願い致します。

平成21年度の調査・研究

平成二十一年度の調査・研究は、新規研究四本、継続研究五本の計九本を予定しています。

①「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と標準化を図るための効果的な実施と課題整理に関する調査・研究」(継続研究)

〔行動援護従業者養成研修プログラム全国普及委員会、企画研究部研究課〕

②「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」(昨年度の名称は「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」)(継続研究)

〔福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究検討委員会、社会生活支援センター準備室職員〕

③「重度知的障害者施設における相談援助実習のプログラム開発に関する基礎的研究―のぞみの園モデル構築に向けて―」(継続研究)

〔国立のぞみの園相談援助実習プログラム作成検討〕

④「委員会、企画研究部研究課に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」(継続研究)

〔地域支援部地域移行課職員、企画研究部研究課〕

⑤「知的障害者入所施設からの地域生活移行が移行者に及ぼす効果に関する調査・研究」(新規研究)

〔企画研究部研究課〕

⑥「知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究」(新規)

〔企画研究部研究課〕

⑦「知的障害で認知症罹病により著しい周辺症状がある人に対する効果的な支援に関する研究」(新規研究)

〔診療所、企画研究部研究課〕

⑧「地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用者に関する調査・研究」(新規研究)

〔企画研究部研究課〕

⑨「広汎性発達障害における併存精神障害に関する検討―診断、認知特性との関連について―」(新規研究)

〔診療所、心理科〕

第3回国立のぞみの園研究会議

本年度の調査・研究の方針等

去る六月五日(金)、第三回国立のぞみの園研究会議を大宮ソニックシティにおいて

国立のぞみの園研究会議委員外部委員

氏名	役職
小澤 温 先生	東洋大学ライフデザイン学部教授
中野 敏 子 先生	明治学院大学社会学部教授
増田 公 香 先生	聖学院大学人間福祉学部教授
石渡 和 実 先生	東洋英和女学院大学人間科学部教授

国立のぞみの園研究会議オブザーバー

氏名	役職
高原 伸 幸	厚生労働省障害福祉専門官

開催いたしました。まず委員の体制についてですが、第二期中期目標期間となつてから、これまで二回研究会議を行ってきましたが、この間の国立のぞみの園研究会議委員の外部委員は三人の大学の先生方で構成されており、充実した体制でありました。ただ、より多角的な視点からの助言をいただき、当法人研究の更なる充実・発展のため、委員の先生を一名増員いたしました。新たに委員に就任されたのは、東洋英和女学院大学教授石渡和実先生です。この場で委員就任をご快諾下さったことに御礼を申し上げます。

さて、今回の主な報告・協議事項は三点、昨年度の研究成果の報告、本年度の研究課の予定、本年度予定している研究の内部協議でした。

はじめに当法人研究担当理事の篠原理事より、国立のぞみの園が平成十五年より独立

行政法人化したことによるそれ以前と現在の当法人の役割の変化、国立のぞみの園研究会の設置目的、昨年度の

独立行政法人評価委員会の当法人の研究に対する評価、また委員の皆さまに当法人の調査・研究について忌憚ないご



意見をいただきました。との挨拶がありました。

昨年度の研究報告に関しては、概ね昨年度中に終えていたのですが、昨年度から矯正施設からの退所者を当法人に受け入れていることから研究成果に進展があった「矯正施設から退所した知的障害者の支援プロセス」の研究を、現段階までまとめた内容を小野地域支援部長から報告いたしました。それに対して委員の先生方からいくつかの質問があり、大変注目されている



事業であり、非常に重要な政策課題である、との評価がありました。

本年度の研究課の予定では、計画している研究本数、学会へのエントリー予定、施設見学の予定、外部研究協力員案、の四点を提示しました。これらに関しては、委員の先生方から特に質疑等はなく、承認されました。

その後、本年度の研究、継続研究五本、新規研究四本、合計九本の研究課題の具体的内容を各研究担当者から行いました。それぞれの研究に対して、各委員の先生方からご質問やご助言をいただきました。それらをもとにして、研究計画の再検討を行った上で、本年度の研究に着手していくこととなりました。総じて意義ある研究であるとの評価をいただいたので、今後は着実な成果を出していくことが研究課の責務と考えています。

以上、第二期中期目標期間中の調査・研究の方向、平成



二十一年度の調査・研究、第三回国立のぞみの園研究会について要旨を紹介させていただきます。

なお、当法人の研究を進めていくためには、全国の知的障害関連の職能団体、施設・機関のご協力が必要不可欠となっております。この場をお借りして、当法人の調査・研究に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

(企画研究部 研究課 木下 大生)

木下 大生

平成20年度に行った行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究事業と報告書等について

当法人は、平成十八年度から厚生労働省の補助金を受けて、行動援護サービスの普及とサービス水準の確保、そのためのサービス従業者の養成に取り組んでおります。

平成二十年度 事業実施内容

平成二十年度に取り組んだ内容は、主に次の二点です。

- ① 行動援護従業者養成研修中央セミナー《地方版》の開催五か所
(開催地：北海道、岩手県、東京都、愛媛県、佐賀県)
- ② 行動援護に関するアンケート調査の実施
(対象：市区町村全数、行動援護事業所全数)

報告書の概要について

平成二十年度の事業の成果をとりまとめた、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究報告書」を作成しました。内容は次のとおりです。

- 行動援護に関するアンケート調査の概要

- 行動援護に関するアンケート調査 市区町村票集計結果
(行動援護の実態について、行動援護の今後のあり方について)
- 行動援護に関するアンケート調査 行動援護事業所票集計結果
(サービス提供状況、事業所の概要、行動援護サービスの提供実態、行動援護サービスの今後のあり方について)

- 平成二十年度行動援護従業者養成研修中央セミナー実施報告
(平成二十年度実施研修及び修了者等人数、情報交換会のとめ、試みとして行った発達障害の基礎的な理解を中心とした研修の効果測定の結果、中央セミナー開催地のその後の状況について)
- 行動援護に関する研修及び研究の論点と課題
(制度としての行動援護と理念としての行動援護)

護、行動援護サービスのスタートと諸課題の顕在化、行動援護をめぐる論点と課題)

配布先は、都道府県障害福祉担当課、自立支援協議会、発達障害者支援センターを予定しております。

研修テキストを 作成

平成二十年度に中央セミナー《地方版》を開催するにあ

たり、受講者が使用するための「研修テキスト(指導マニュアル付き)」を作成しました。しかし五回の中央セミナーでの使用を経て修正が望ましい箇所が見られたことから、改訂版を作成することとしました。配布先は、都道府県障害福祉担当課を予定しております。

行動援護従業者養成研修を開催される際に、ご活用いただければ幸いです。

行動援護普及の ための小冊子 作成

平成二十年度に実施した調査結果から、行動援護サービスの専門性、有用性について障害のある人とそのご家族や自治体等の理解を深めるように努めるとともに、そのサービスを提供する事業所と専門性を有する従業者を地域にバランスよく確保し、これを必要とする人は容易に利用できるようにする方策を講じていくことが必要だと感じました。

そこで、まず手始めに、行動援護についての小冊子を作成し、行動援護サービスの周知と普及を図る取り組みを行うこととしました。配布先は、都道府県・市区町村障害福祉担当課、自立支援協議会等を予定しております。行動援護サービスを必要としている障害のある人やそのご家族、関係者等にも配布していただき、行動援護に関する理解を深め、よりよいサービスの中での生活を検討していただくのきっかけとしてご活用いただければと思います。

(企画研究部 村岡 美幸)

生活介護事業の新たな展開

さんぼみちの開設

平成二十一年五月、当法人の施設障害福祉サービスの生活介護事業として、活動の拠点を地域に置き、地域で暮らしている知的障害者に対して日中活動のサービスを提供し、地域支援のモデル的事業の展開と地域社会資源としての貢献を目的とした『さんぼみち』を高崎市八千代町に開設いたしました。

『さんぼみち』では、就労を目的とせず創作活動や生きたい活動等を中心としたサービスを提供しています。内容は曜日ごとに異なり、利用者が希望する活動メニューを選択・利用するという、障害者自立支援法の特徴を打ち出すものとなっています。

◇具体的な活動プログラム◇
平成二十年度、当法人の単独事業として開始したフリースペースでの活動の中で好評だったメイクや折紙などを基

本に、高崎市社会教育課・高崎市社会福祉協議会・観音山ファミリーパークからの協力を得て、踊り・生け花・書道・音楽活動・パン作りなど、様々な活動に取り組むことが出来るようになりました。

活動場所は大きく分けて三室あり、パーティションで仕切ることにより同時に複数の活動をすることも可能です。現在、当法人直営のケアホーム入居者が主に利用されています。

また、重度・高齢知的障害者向けの活動メニューであることから、必要に応じて講師を依頼し、専門的な活動内容の作成と指導を行っています。活動メニューは、季節や利用者の希望も考慮し、毎月変更することから、前日二十日までにお知らせし、選択利用していただいています。利

用者の皆さんに合わせ、楽しい活動になるよう工夫しています。

事業所には、スタッフとしてサービスマン一人、管理者及び苦情受付担当者一人、生活支援員四人、ケアホ



【さんぼみち】

所在地：高崎市八千代町一

丁目十四番四号

連絡先：〇二七―三三〇―

二五〇五

ームの日中支援員一人を配置し支援しています。
『さんぼみち』の名称の由来は、地域の知的障害者が気軽に利用し、住民の皆様も立ち寄っていただけるなど、地域の中にとけ込んでいければ

という願いを込めています。その願いどおり、地域で喜ばれる『さんぼみち』となるよう職員一同協力して日々の支援にあたっています。

(地域支援部 地域生活支援係長

湯浅 智代)

※さんぼみち概要

事業名	国立のぞみの園施設障害福祉サービス生活介護事業
設置形態	国立のぞみの園生活介護事業の従たる事業所
事業の目的	地域で暮らしている知的障害者に対して、日中活動サービスの提供及び地域支援のモデル的事業の展開と、地域社会資源としての貢献を図る。
開所年月日	平成21年5月14日
対象者	一般の在宅知的障害者・当法人運営のケアホーム入居者・当法人の入所利用者・当法人の通所利用者
定員	20名（事前に登録が必要）
サービス内容	①毎日、午前と午後メニューを用意します。 ②利用は1日単位とします。 ③必要に応じて講師を依頼し、専門的な活動メニューの作成と指導を行います。 ④食事の提供をします（外部委託）。 ⑤送迎サービスを行います（乗附町・八千代町・石原町・聖石町・寺尾町地区対象）。
利用時間等	月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時30分（祝祭日休み）

「群馬県知的障害者の医療を考える会」 4年間の足跡―議論および活動の記録― が発刊されました

はじめに

これまでも「群馬県知的障害者の医療を考える会」については、全十二回の会議の概要をお伝えしてきました。小冊子「群馬県知的障害者の医療を考える会 4年間の足跡―議論および活動の記録―は、

行政機関、医療機関、当事者・保護者・福祉関係団体等、群馬県内の知的障害者の方々が集まり、言わば円卓会議を四年にわたり開催してきた、その画期的な試みと、参加と協働により得られた数々の貴重な成果を紹介しています。

障害者医療のネットワークを目指して

会の発足時は、入所利用者の地域生活への移行に伴う医療のニーズへの対応がテーマでしたが、この「群馬県知的障害者の医療を考える会」は、当初の思いをはるかに超え、

総勢三十人から構成された幅広いメンバー全員が、自身や各地域の同様な悩みや実情、各地の試みや成功例とともに学びながら、さらに横断的な医療ニーズの問題について討議してきました。

みなさまも障害者の医療や受診に関して悩んでいませんか？

この小冊子には、会の4年間の討議内容や活動の経過報告とともに、メンバーから頂

戴した一人ひとりの信念と情熱のこめられたメッセージを掲載しました。各界の人々の本音やリアルな言葉がたくさん集まったことから、多くのひとの心が動き、山が動いたこの会の足跡を側面からも見ることが出来ます。これらのメッセージは、みなさまに共感していただけるとともに、さらに皆さまの各々の職場において、今後の活動のヒントになる得る材料の宝庫でもありと確信します。

おわりに

この小冊子は、実費にてみなさまに差し上げますので、購読のご希望やお申込み、また各種のご相談等は、左記までご連絡下さい。



○国立のぞみの園事業調整部
サービス調整室
(援助・助言受付窓口)
電話：027-320-1562 (直通)
Eメール：
webmaster@nozomi.go.jp
担当 樋口 幸子

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp



R70